

地方分権改革における第2次回答について

平成27年9月14日
計 量 行 政 室

1. 特定計量器（質量）定期検査周期（2年に1回）の規制緩和

（1）提案団体・共同提案団体の指摘について

- 提案団体及び共同提案団体（このうち特定市は3市のみ）は、非自動はかりの使用者の計量管理意識の向上の理由により、定期検査の不合格率は概ね1%程度にまで低下してきていると指摘しているが、平成5年以降、不合格率は概ね1%程度で推移しており顕著な変化はない。
- 計量管理意識の向上については、これは国、地方自治体、計量関係機関・団体、メーカー等を通じて、今後も引き続き努めていくべきものであり、定期検査の周期の延長とは別の議論である。
- また、本件について、全国知事会から「見直しに慎重な意見が多数あり、提案は慎重に検討すべき」、全国市長会から「特定計量器の精度維持に資するよう、検討すること」という意見が提出されているように、常に適正な計量の実施を確保することは自治体にとっても極めて重要と考えられていることに留意すべきである。

（2）提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について

- 計量器に関する国際機関として国際法定計量機関（OIML）があり、国際的な計量器の技術基準を定めている。各国はその基準を遵守する義務があり、そのため必要な検査の周期は各国が判断することとしている。御指摘のとおり、定期検査の周期自体は国際基準で定められていないが、主要各国とも、周期を1～2年に設定しているのが現状である。例えば、独においては、日本と同様に2年の周期で、初期検定と定期検査を統計上区別していないが、不合格率は1～2%程度となっている。
- したがって、正確計量が担保されているか、消費者等の不利益がないかなどの視点を欠いたまま、「2年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えない」という理由のみで、「検査期間を延長しても問題ない」という結論を出すのは合理性を欠く。

2. 特級基準分銅の検査証印有効期間の延長

（1）提案団体・共同提案団体の見解について

- 提案市は「過去4回特級基準分銅の基準器検査に合格した」と指摘しているが、特級基準分銅は非自動はかりの定期検査制度の根幹をなすものであり、本来、合格することが当然なものである。仮に、特級基準分銅の検査周期を延長して、本来不合格となるべき狂いの生じた特級基準分銅によって、連鎖的に実用基準分銅が不正確に精度確認されてしまった場合はとりかえしがつかず、定期検査の信頼性全体が揺らぎかねない。
- 提案市・共同提案団体は管理・保管方法等が適正であれば基準器検査の周期を延長しても良いのではないかと指摘している。しかし、特級基準分銅は厳重に管理・保管されていなければならないため、管理・保管方法の軽重に基づき基準器検査の周期に差異を設けることはできない。仮に、自治体の基準分銅等の管理・保存方法が適切であるかどうかを個別に検

証する場合には、そのための膨大な行政コストが別途発生することになる。

- 提案市・共同提案団体は輸送による損傷リスクの可能性を指摘しているが、特級基準分銅を運搬する際には、十分な緩衝材を詰めた専用の輸送ケースに入れて運搬されており、実際に輸送の際に振動や温度変動などで質量の値が変動することは考えにくく、受取側の産総研において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。
- 提案市は県との協力体制を検討しているようであるが、当省がかねてから指摘しているように特定市は特級基準分銅を保有する義務はない。なお、提案市は県が基準器検査を受ける必要があることを指摘しているが、計量法関係法令上、都道府県に基準器検査義務が課せられている以上、輸送に係るコストが生じることは避けられない。

(2) 提案募集検討専門委員からの主な再検討の視点について

- 「産業技術総合研究所関西センターの廃止」は当時の独法人改革の一環で産総研の業務効率化の下で進められたものである。産総研がどこで基準器検査を実施するにしても、それぞれの自治体において輸送に係るコストが生じることはある程度避けられない。
- 「質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある」との指摘については、当省がかねてから指摘しているように、特定市は、自ら特級基準分銅を保有し、自主検査をする義務はなく、都道府県に対して、当該特定市が保有する1級実用基準分銅の精度確認を依頼すればよい。
- 「特級基準分銅に誤差が生じても、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい」という指摘についてはその趣旨が不明であるが、都道府県も非自動はかりの定期検査の実務では実用基準分銅を用いており、実用基準分銅の精度確認としては都道府県も特定市も同様である。しかし、大都市圏の特定市（政令指定都市を含む。）は県の規模を超えるところもあり、専門委員において、特定市は都道府県と比較して特級基準分銅の精度が劣っていても構わないという見解であれば話は別であるが、一概に特定市は都道府県より「影響が小さい」ということにはならないのではないか。
- また、当該視点には、平成5年の計量法改正前の非自動はかりの定期検査周期において、使用頻度が異なることを理由として、市部と郡部の検査期間を分けていたことが示されている。これは、平成5年の計量法改正において非自動はかりの市部と郡部の検査周期を一律2年にしたものであり、その理由として、郡部の市街地化が進展し、使用頻度について区別する必要性がなくなったためである。専門委員において、特定市の基準器検査の周期を使用頻度によって分けるべきという見解であるならば、非自動はかりの定期検査制度の根幹としての特級基準分銅は頻繁な使用を想定しておらず、そもそも使用頻度で分けるようなことは考えられない。